

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法及び政令で使用する用語の例による。

(身分証明証)

第3条 法第7条第1項の身分を示す証明書は、第1号様式によるものとする。

(許可申請書に添えるべき書類)

第4条 省令第7条第1項第10号及び第2項第8号の全ての同意を得たことを証する書類は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の同意書（第2号様式）によるものとする。

2 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号並びに第63条第1項第2号及び第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、第1号に掲げる書類については、政令第23条各号に規定する規模の宅地造成若しくは特定盛土等又は政令第25条第2項各号に規定する規模の土石の堆積に関する工事に該当しない場合は、その添付を省略することができる。

- (1) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程の概要を示した工事工程表
 - (2) 法第12条第1項又は第30条第1項の許可の申請に係る土地の区域及びその区域内において盛土若しくは切土をし、又は土石を堆積する土地に係る求積図
 - (3) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の完了時における盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量を計算した書類
 - (4) 法第12条第2項第4号又は第30条第2項第4号の同意をした者が宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の同意書に押印した印の印鑑登録証明書
 - (5) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し
 - (6) 工事主に係る預金残高証明書、融資証明書その他の資金の調達方法に応じた資金の調達を証する書類
 - (7) 工事主が、法人である場合にあっては直前3年の各事業年度の法人税に係る納税証明書、貸借対照表及び損益計算書並びに土地の開発に係る事業の経歴を記載した書類（次号において「事業経歴書」という。）、個人である場合にあっては直前3年の所得税に係る納税証明書
 - (8) 工事施行者が、法人である場合にあっては登記事項証明書及び事業経歴書、個人である場合にあっては事業経歴書
 - (9) その他知事が必要と認める書類
- 3 工事主は、法第12条第1項の許可に係る宅地造成等又は法第30条第1項の許可に係る特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の施行に係る土地を工区に分けたときは、省令第7条第1項第1号の表又は同条第2項第1号の表に掲げる図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(協議の手続)

第5条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（第3号様式）の正本及び副本に、省令第7条第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（第4号様式）の正本及び副本に、省令第7条第2項第1号及び第4号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(変更の許可を要しない軽微な変更の届出)

第6条 法第16条第2項又は第35条第2項の規定による届出は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微変更届出書（第5号様式）により行うものとする。

(協議の変更の手続)

第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（第6号様式）の正本及び副本に、第4条第1項に規定する書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（第7号様式）の正本及び副本に、第4条第2項に規定する書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

(工事施行者の選定の報告)

第8条 法第12条第1項若しくは第30条第1項の許可（法第15条第2項又は第34条第2項の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを除く。）を受けた者（次条及び第10条において単に「許可を受けた者」という。）又は法第27条第1項の規定による届出（法第27条第5項の規定により、当該届出をしたものとみなされるものを除く。第10条において同じ。）をした者は、当該許可を受け、又は届出をした後に工事施行者を選定したときは、遅滞なく、工事施行者選定報告書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(工事の着手の届出)

第9条 許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に着手したときは、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手届出書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

(工事の中止等の届出)

第10条 許可を受けた者又は法第21条第1項若しくは第3項、第27条第1項若しくは第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る工事を中止し、中止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとするときは、あらかじめ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程の変更届出書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

(工事の定期報告書)

第11条 省令第48条第1項及び第78条第1項の報告書は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（第11号様式）によるものとする。

- 2 省令第48条第2項及び第78条第2項の報告書は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（第12号様式）によるものとする。

（工事の施行に係る土地を工区に分けたときの完了検査の手続）

第12条 法第12条第1項の許可に係る宅地造成若しくは特定盛土等又は法第30条第1項の許可に係る特定盛土等に関する工事について当該工事をする土地の区域を工区に分けた者は、法第17条第1項又は第36条第1項の検査を当該工区ごとに申請することができる。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、法第17条第1項又は第36条第1項の検査及び法第17条第2項又は第36条第2項の規定による検査済証の交付を当該工区ごとに行うものとする。
- 3 法第12条第1項又は第30条第1項の許可に係る土石の堆積に関する工事について当該工事をする土地の区域を工区に分けた者は、法第17条第4項又は第36条第4項の確認を当該工区ごとに申請することができる。
- 4 知事は、前項の規定による申請があったときは、法第17条第4項又は第36条第4項の確認及び法第17条第5項又は第36条第5項の規定による確認済証の交付を当該工区ごとに行うものとする。

（工事の施行に係る土地を工区に分けたときの中間検査の手続）

第13条 法第12条第1項の許可に係る宅地造成若しくは特定盛土等又は第30条第1項の許可に係る特定盛土等に関する工事について当該工事をする土地の区域を工区に分けた者は、法第18条第1項又は第37条第1項の検査を当該工区ごとに申請することができる。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、法第18条第1項又は第37条第1項の検査及び法第18条第2項又は第37条第2項の規定による中間検査合格証の交付を当該工区ごとに行うものとする。

（届出工事の変更の届出）

第14条 法第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更届出書（第13号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 法第21条第3項又は第40条第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、擁壁等に関する届出工事の変更届出書（第14号様式）を知事に提出しなければならない。

（宅地造成又は特定盛土等に関する証明書の交付の申請）

第15条 省令第88条の規定により法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付の請求をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する適合証明交付申請書（第15号様式）を知事に提出しなければならない。

（手数料納付票）

第16条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部571の項から573の2の項までに規定する手数料を納付する者は、宅地造成及び特定盛土等規制法に係る手数料納付票（第16号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。ただし、当該手数料を省令で定める様式又は前条に規定する様式による申請書に香川県証紙を貼り付けて納付する場合は、この限りでない。

（書類の提出）

第17条 法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項及び第35条第1項の許可の申請、法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）及び第34条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の協議並びに法第19条第1項及び第38条第1項の規定による報告に係る書類は、香川県事

務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）第3条の規定により、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地を管轄する市町（高松市を除く。次項において同じ。）に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地が2以上の市町の管轄区域にわたるときは、当該工事の施行に係る土地を当該市町の区域ごとに区分した場合にその最も広い部分を管轄する市町に提出しなければならない。

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、法、政令及び省令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。